

加古川市児童補聴器購入費等助成事業実施要領

この要領は、「加古川市児童補聴器購入費等助成事業実施要綱」（平成 25 年 6 月 19 日決定）（以下「要綱」という。）第 12 条の規定に基づき、事業の実施に必要な事項を定める。

1 対象者

- (1) 要綱第 3 条第 1 号の規定については、申請時において 18 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日までであることを要する。
- (2) 要綱第 3 条第 2 号の規定について、片耳の聴力レベルのみ 70 デシベル以上であり、他方の耳の聴力レベルが 70 デシベル未満であり、かつ、身体障害者手帳の交付の対象とならない場合、医師が補聴器の装用が必要と認めるときは対象とする。
- (3) 要綱第 3 条第 3 号の規定について、医師が補聴器の装用が必要と認めるときは、片方又は両方の耳の聴力レベルが 30 デシベル未満についても対象とする。

2 医師意見書

- (1) 「耳あて等交換費」のみの助成申請については、医師意見書の提出を要しないが、申請書に受診医療機関名及び利用中の補聴器種目・型番等を記載する。
- (2) 補聴器及び補聴システムの購入・更新の場合は、必ず医師意見書を要するものとする。

3 事務処理手順（別紙 1 参照）

申請者の利便性を考慮し、補聴器販売事業者（以下「事業者」という。）からの請求に基づき、市長が事業者に支給する代理受領を原則とする。事務の流れは、補装具費の支給（児童の補聴器）に準じる。

- (1) 申請から決定まで
 - ① 事業の開始にあたって、市長は広報誌へ掲載するとともに、可能な限り対象になると考えられる申請者に対して、制度の周知文、申請様式を送付し、事業内容を周知する。
 - ② 助成を受けようとする申請者は、市長に申請書類を提出する。
 - ③ 市長は、申請書の内容を審査し、助成が認められる場合は、「児童補聴器購入費等助成交付決定通知書（様式第 3 号）」により、申請者へ通知する。なお、助成が認められない場合は、「児童補聴器購入費等助成交付申請却下通知書（様式第 4 号）」を申請者へ通知する。
- (2) 助成金の請求から支払いまで
助成金の請求は、申請者の委任を受けた事業者が請求・受領を行う受任払い方式を原則とする。

〔事業者による代理請求・代理受領〕

- ① 申請者は、事業者に「児童補聴器購入費等助成券（様式第5号）」により、その旨依頼する。
- ② 委任を受けた事業者は、申請者から補聴器等の代金を受領するときは、「本来の補聴器等の代金から助成金の額を差し引いた額」を受領する。
- ③ 事業者は、市長へ助成金を請求するときは、市長に請求書及び「児童補聴器購入費等助成券（様式第4号）」（申請者の記名のあるもの）を市長に提出する。
- ④ 市長は、事業者の請求が正当と認めた場合は、助成金を支払う。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。